

史料紹介と研究

静嘉堂所蔵「仏説中心経」と五月一日経願文

市川 理恵

はじめに

五月一日経とは「天平十二年（七四〇）五月一日」付の願文をもつ紙本墨書の古写経をいう。経巻によって筆跡が異なるが、麻紙に写経体といわれるやや扁平で威厳のある楷書が美しく整然と並んでいる。細みの筆線と力強い筆勢が特徴の名筆として珍重されてきた。現在、東大寺尊勝院に伝わった聖語蔵に七五〇巻ほどが存在し、その他の寺、美術館・博物館、個人蔵をあわせると一〇〇〇巻ほどが現存する。質と量において、まさに奈良時代を代表する古写経である。

そのなかでも静嘉堂（東京都）所蔵の【写真1】の「仏説中心経（忠心経）」は珍しい。この古写経は全七紙の卷子本で、尾題の下には「内家私印」の朱印が捺されている。他の五月一日経と同じ願文があるものの、末尾の日付の部分、すなわち「天平十二年五月一日記」がない。そのため『静嘉堂文庫の古典籍』^①では「五月一日経」とは断定せずに、「光明皇后願経」としている。管見の限りでは日付のない五月一日経は、この一巻だけである。本稿ではまず五月一日経書写の意義、写経事業の経過について述べ、ついで現存するさまざまな五月一日経を紹介したい。

一 五月一日経の書写とその意義

1 五月一日経願文の内容

五月一日経には、巻末に「五月一日経願文」がつけられている。『上代写経識語注釈』に詳しい注釈があり、光明皇后が、亡父藤原不比等と亡母県大養橘三千代の追福のために一切経を書写させたことがわかる。五月一日経願

文は経巻によって、改行の位置や字配りが異なるが、次に示すのは【写真2】の静嘉堂所蔵「華手経 巻第四」の五月一日経願文の翻刻である。

- 1 皇后藤原氏光明子奉為
- 2 尊考贈正一位太政大臣府君尊妣贈
- 3 従一位橘氏太夫人敬寫一切経論及
- 4 律莊嚴既了伏願憑斯勝因奉資冥
- 5 助永庇菩提之樹長遊般若之津又願
- 6 上奉 聖朝恒延福寿下及寮采
- 7 共盡忠節又光明了自發誓言弘濟沉
- 8 淪勤除煩障妙窮諸法早契菩提乃
- 9 至伝燈無窮流布天下聞名持卷獲福
- 10 消灾一切迷方會帰覚路
- 11 天平十二年五月一日記

この願文の7行目の「了」は誤字であり、他の五月一日経願文では「子」、すなわち「光明子」となっている。続いて『上代写経識語注釈』の訓読を示す。

皇后藤原氏光明子、尊考贈正一位太政大臣府君・尊妣贈従一位橘氏太夫人の奉為に、敬みて一切の経・論及律を写したてまつり、莊嚴既了りぬ。伏して願はくは、斯の勝因に憑りて、冥助を資け奉り、永に菩提の樹に庇はれ、長に般若の津に遊ばむことをねがふ。

又願はくは、上は聖朝を奉り、恒に福寿を延べ、下は寮采に及ぶまで、共に忠節を尽くさむことをねがふ。

又光明子、自ら誓言を発す。弘く沈淪を濟ひ、勤めて煩障を除き、妙しく諸法を窮め、早く菩提を契らむ。乃至、灯を無窮に伝へ、天下に流布し、名を聞き卷を持して、福を獲て災ひを消し、一切の迷へる方、会ず覚路に帰せむ。

ブライアン・ロウ氏の要約によれば、五月一日経願文は三段から構成され、第一段で一切の経・論及び律を写すにいたった契機を述べ、写経の功德によって亡き両親の冥福を祈ることを述べる。第二段では写経の功德によつ

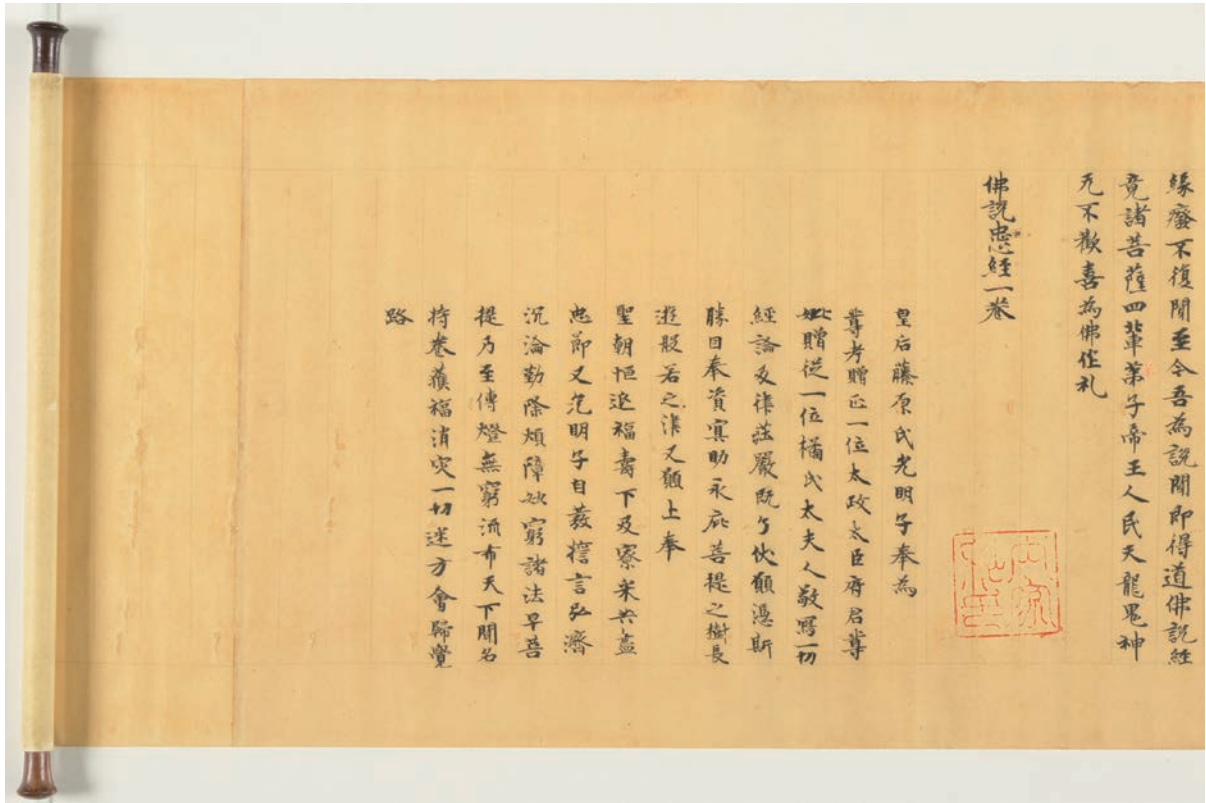


写真1 「仏説中心經」(静嘉堂所蔵) 願文に日付がない。

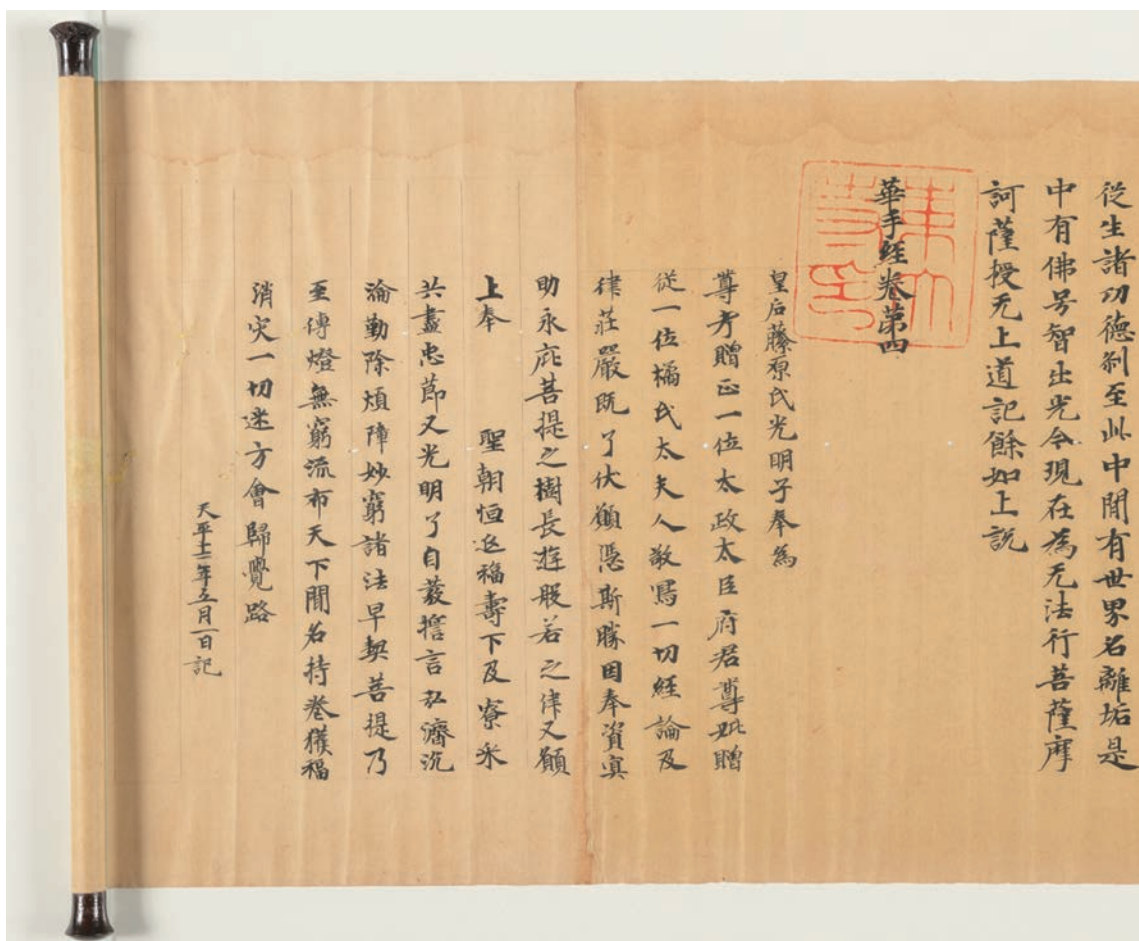


写真2 「華手經 卷第四」(静嘉堂所蔵) 本文と願文の筆跡が異なる。願文の四行目までが本紙と同じ紙に記されたが、五行目以降は異種の紙を継ぎ足して記した。

て天皇の御代が安泰で、仏教興隆が長く続き、諸官人等が自ら菩薩行を行い、忠節を尽くすことを願っている。第三段ではこの一切経の功德によって、仏の教えを天下に広め、災いのない世界を実現したいという光明子の決意を述べているとされているが、ロウ氏は自分が菩薩として活動する意思をあらわしているとする。

よく問題となるのは、3・4行目の「敬みて一切の経・論及律を写したてまつり、莊嚴既に了りぬ」の部分である。五月一日経の書写が終わっているかのような表現であるが、実際には天平勝宝八歳（七五六）九月まで続けられたことが正倉院文書からわかっている。⁽⁴⁾ 天平十二年五月一日の時点では『開元釈教録』の「一切経一部五〇四八卷」のうち一五一七巻が不足していたが（『大日本古文書』⁽⁵⁾七ノ四八五）、何らかの理由で、ここで「区切り」とされたようである。

このように五月一日経は長期にわたって書写されたため、五月一日経の本文もその願文も天平十二年五月一日に書かれたわけではない。

2 天平十二年に書写されていない五月一日経

五月一日経は玄昉将来経を底本（テキスト）にして、天平八年（七三六）から書写した経典が中心になっている。⁽⁶⁾ 同六年十一月に帰国した玄昉は、仏教経典五千余巻とともに、⁽⁷⁾ 最新の目録である『開元釈教録』（智昇撰、七三〇年成立）を将来した。五月一日経は当初は、この『開元釈教録』にしたがって書写されていた。

しかし次第に底本の入手が困難となり、天平十五年五月一日からは、『開元釈教録』の入蔵録にない別生（大部の経典から抄出されたもの）・偽疑（中国国内で偽作されたもの）、『開元釈教録』自体にない録外経典、さらには章疏（注釈書）も書写する方針に切り換えた。そして天平勝宝八歳九月まで延々と書写が続けられた。光明皇后が天平五年ごろから書写させていた経典も五月一日経に加えられているため、⁽⁸⁾ 五月一日経の書写期間は天平五年から天平勝宝八歳までの二十三年に及び、その総数は六五〇〇巻とも七〇〇〇

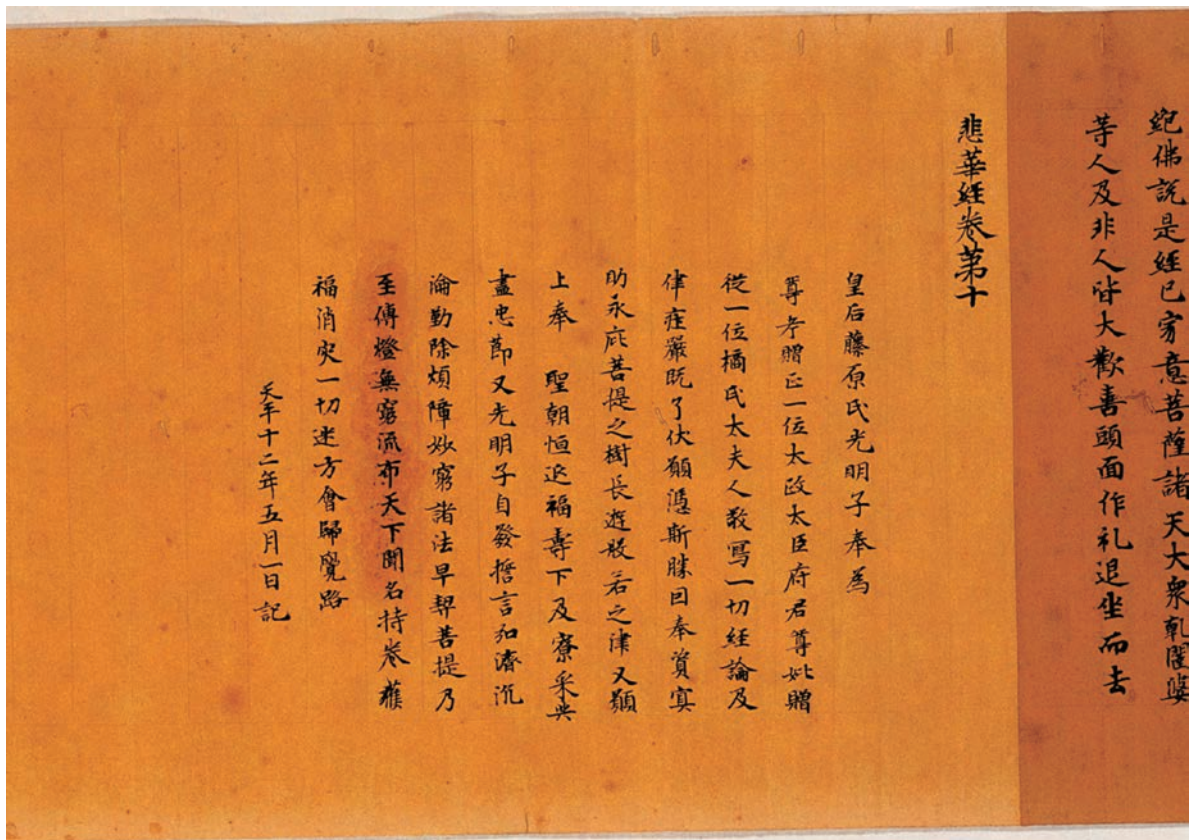


写真3 「悲華経 卷第十」（聖語蔵）天平勝宝三年（七五一）に「天平十二年（七四〇）」とある願文が記された。

巻ともいわれる。

【写真3】は聖語藏に伝わる「悲華經 卷第十」であるが、ここにも巻末に天平十二年五月一日付の願文が確認できる。「悲華經」は正倉院文書から、天平勝宝三年正月から八月に書写されたことがわかる(三ノ五二八、十二ノ一八三、十一ノ四二五)^⑩。すなわち天平勝宝三年に、十一年前の日付をもつ願文がつけられたのである。

さらに五月一日経の願文が、天平十二年五月九日から同十三年閏三月にまとめて記されたことが皆川氏によって指摘されている。^⑪つまりこれ以前に書写された五月一日経には当初、願文がつけられていなかった。

静嘉堂所蔵の【写真2】「華手経 卷第四」の願文は、本文と筆跡が異なる。さらに願文の四行目までが本文と同紙で、五行目からは異種の紙を継ぎ足して書かれている。正倉院文書によれば、華手経は天平十年三月十三日に玄昉のところから底本が借用され(七ノ八四)、それをもとに写された。書写し終わった写経用紙は六月七日に道守味当に渡され(七ノ一一〇)、【写真4】^⑫、軸がつけられた。つまり華手経は天平十年三月〜六月に書写され、当初は願文がない状態で軸がとりつけられていた。そして天平十二年五月九日以降に軸をとりはずし、異種の紙を継ぎ足したうえで願文が記され、その後、再び軸がつけられた。このように華手経は複雑な経緯を経て【写真2】にみえる現在のかたちになったのである。

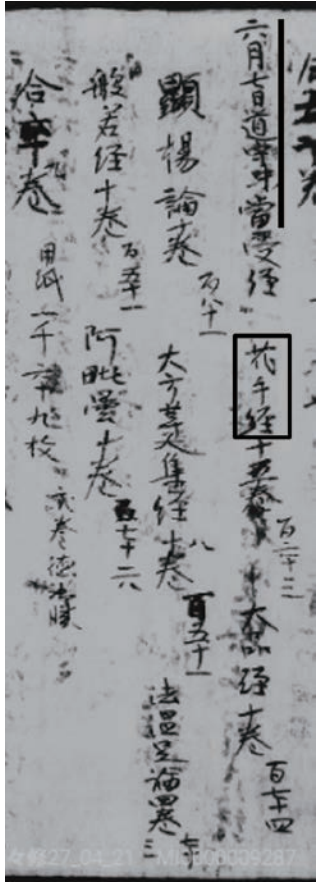


写真4 正倉院文書 続々修 第二十七帙第四卷第四十二紙(著者加筆) 天平十年六月七日に道守味当に「花手経(華手経)十五卷百六十三(枚)」が渡された。

3 五月一日経書写の意義

長期間にわたって書写された五月一日経は、非常に重要な役割を担った。古代日本において遣唐使が命がけて将来した中国の仏教経典は、すぐに手写しされ、内裏や主要な寺々に蔵された。奈良時代にも日本に将来された経典をすべて書写しようとする一切経の写経事業が、聖武天皇や光明皇后、その他有力な貴族の写経所において実行された。このうち五月一日経は光明皇后の写経所において書写されたものである。先述したように当初は『開元釈経録』にしたがって書写することを目標としていたが、最終的には別生や偽疑、録外経典、章疏も書写したため、写経事業は二十年以上に及んだ。

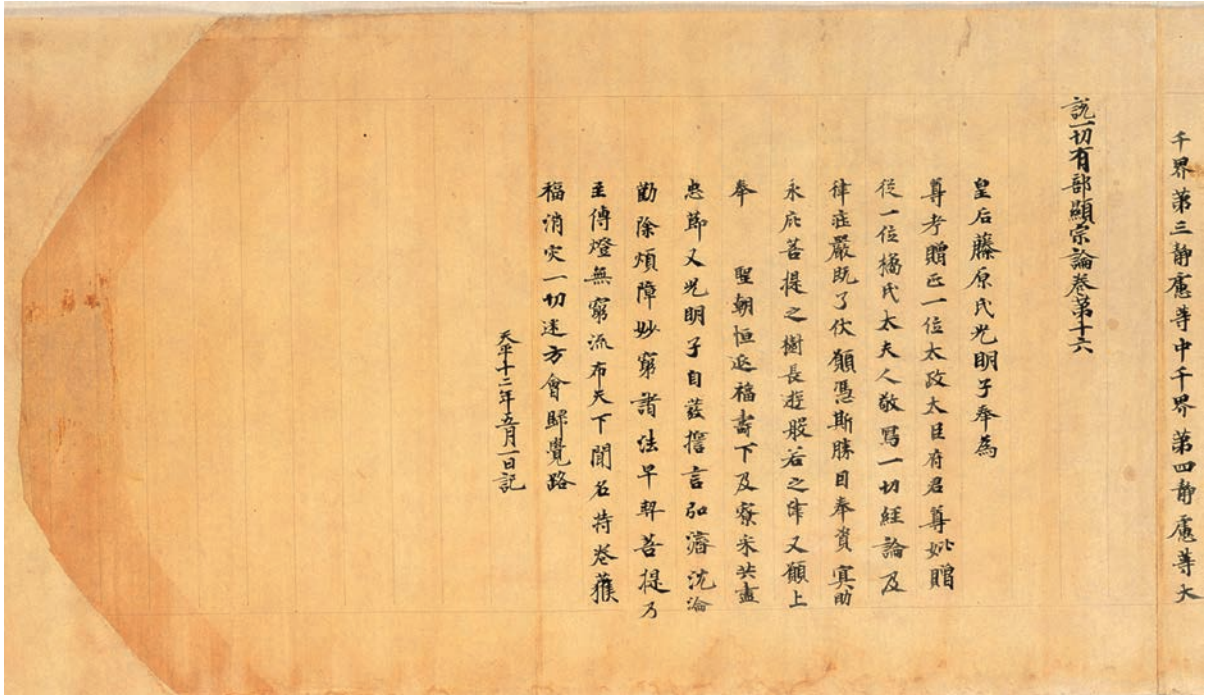
別生・偽疑・録外経典・章疏も書写したことにより、五月一日経は量において中国撰述の最新目録を凌駕するものとなったが、これは経典研究のための材料とすることを意図していたからにほかならない。^⑬ひとまず仏教経典に関する書籍はすべて書写し、これが偽経であるか否かは後世の研究によってあきらかにすればよいという考えである。装飾が施されず、「謹嚴端正」な楷書で書写されたのも、経典の「中身」を重視し、中国経典の内容を正確に伝えようとする姿勢のあらわれである。ここには光明皇后の篤い信仰心と仏の教えを正しく理解しようとする強い意志が反映されている。

その後、五月一日経はさまざまな写経事業の底本として用いられ、さらに天平勝宝六年からは、底本とは異なる写本で校合作業が行われ(いわゆる「五月一日経の勘経」)、仏教経典としての信頼性を高めた。

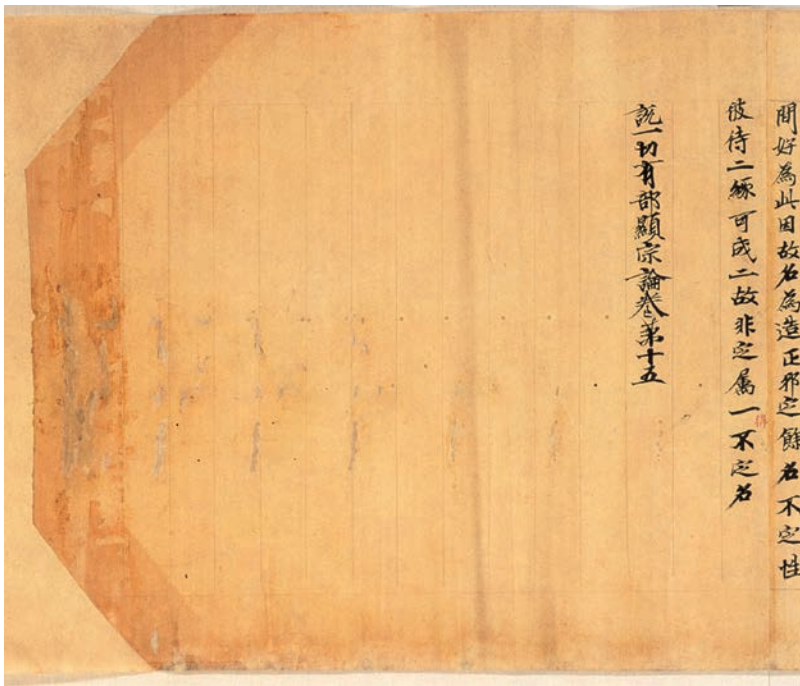
二 さまざまな五月一日経

1 願文のない五月一日経

現在、五月一日経を「五月一日経」たらしめているのは、その願文の存在である。とくに民間に流布しているものは、五月一日経願文があることによつてはじめて「五月一日経」と断定される。しかし皆川氏は聖語藏に願文のない五月一日経が存在することを指摘する。たとえば「阿毘達磨藏顯宗論」全四〇巻のうち「卷第二・四・五・六・七・八・十一・十二・十三・十四・



▲写真5 「阿毘達磨藏顯宗論 卷第十六」(聖語藏)「卷第十六」は五月一日経願文がある。



◀写真6 「阿毘達磨藏顯宗論 卷第十五」(聖語藏)「卷第十五」は五月一日経願文がない。

十五・十六・十七・十八・十九・二十」の一六巻が現存しているが、「巻第二」から「巻第十五」にいたる一一巻には願文がついていないのである。

【写真5】の「阿毘達磨藏顯宗論 卷第十六」には願文があるが、【写真6】の「巻第十五」にはない。この願文のない「阿毘達磨藏顯宗論」の大部分は、天平十二年四月までに書写されたため、華手経と同様にあとから願文が書き加えられる時、他に貸し出されていたか、他にまぎれ込んでいたかして、ついに願文をつけずじまいになったのではないかと皆川氏は推測している。

願文のない「阿毘達磨藏顯宗論」は、聖語藏に「天平十二年御願経」として一括して伝わっている。「五月一日経」と断定されている。もし民間に流出していたならば断定されていなかったであろう。皆川氏によれば、このような願文のない五月一日経は聖語藏に三巻ある。さらに、天平十五年五月一日以降に書写された章疏は、はじめから願文をつけることを意図していなかったと述べる。このように願文のない五月一日経は多数存在するのである。

2 「天平十二年五月一日」の意味

五月一日経願文の「天平十二年五月一日」は、どういう日付であろうか。これまでもこの日付が注目され、光明皇后の母県犬養橘三千代の七周忌にあたり、父藤原不比等の冥福も兼ねて発願されたという説、光明皇后の誕生日とする説などがあつた。しかし県犬養橘三千代は天平五年正月十一日に薨去しているため七周忌とはいえず、また光明皇后の誕生日は史料から辿ることができない。

一方、ブライアン・ロウ氏は五月が長齋（十五日間、齋日と同じように八齋戒を護持したり、法会を行ったりする在家の儀式）にあたり、一日も齋日にあたること、そして天平十二年は光明皇后の四十の賀にあたることから、光明皇后の四十の賀の長齋儀式を記念したのではないかとする。現在、この説が有力である。

このように、「天平十二年五月一日」という日付は重要な意味をもっている。しかし皆川氏によれば、田中光顕氏の古経題跋随見録には、「仏本行経 卷第七」と「出曜経 卷第十」は「天平十四年五月一日」の日付を持つという。これは「仏本行経」が古神徳ふるのかみとくによって（八ノ九六・一一二）、「出曜

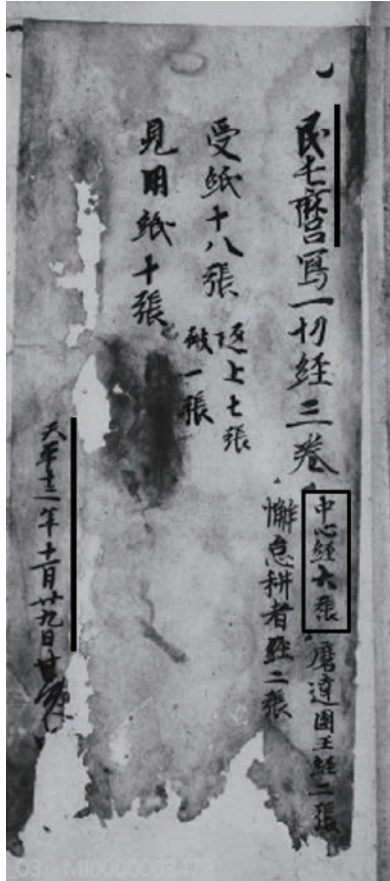


写真7 正倉院文書 塵芥文書 第二十卷第四紙（著者加筆） 天平十三年十一月二十九日に民屯麻呂は中心経六張を書写し終わっている。

経 卷第十」は安刀息人あどのいきひとによって（八ノ九五）、ともに天平十四年十〜十一月にかけて書写されたことから、経師が誤って「天平十四年」としたのであろうと述べる。しかし聖語藏経卷の五月一日経をみていくと、他にも日付が間違っている願文がある。

3 日付がない願文・日付が間違っている願文

冒頭で紹介したように【写真1】「仏説中心経」には、五月一日経願文の日付がない。この古写経は正倉院文書によって、民屯麻呂たみのむらまろが天平十三年（七四一）十一月二十九日に書写し終えていることがわかる（七ノ五八八〜五八九、【写真7】）。この時はすでに願文のとりつけが決定していたので、願文があとから書き加えられたのではなく、本文と願文とが同時に書写された。【写真1】の本文と願文、とくに「子」や「人」などの筆跡が酷似していることから、民屯麻呂が本文と願文とを書写したと考えられる。願文をしつかり記しておきながら、最後にうっかり日付を書き忘れたのか、あるいはあとで日付を書こうと思ひ、そのまま忘れてしまったのか、今となってはわからない。

そして願文に注目しながら聖語藏経卷をみていくと、他にも不可解な日付がある。【写真8】の「法集経 卷第七」は願文の日付が「天平十二年五月記」となっており、「一日」が抜けている。また【写真9】の「大般涅槃経 集解 卷第五十七」は日付が「天平十二年一月一日」であり、「天平十二」と「月一日記」の間の「年五」が抜けている。【写真10】の「衆事分阿毘曇 卷第四」は日付が「天平十二年五月二日記」であり、「一日」と書くべきところを誤って「二日」としてしまったようである。

約一三〇〇年前の経師たちのうっかりミスであろう。さらに日付部分をよくみてみると、願文と比べ文字間隔が狭くなっているものが多く、また「天平十二年五月一日記」の位置が願文に対して上の方にあったり（【写真9】）、下の方にあったりする（【写真10】）。実にさまざまである。

写真8 「法集經 卷第七」(聖語藏) 日付が「天平十二年五月記」。

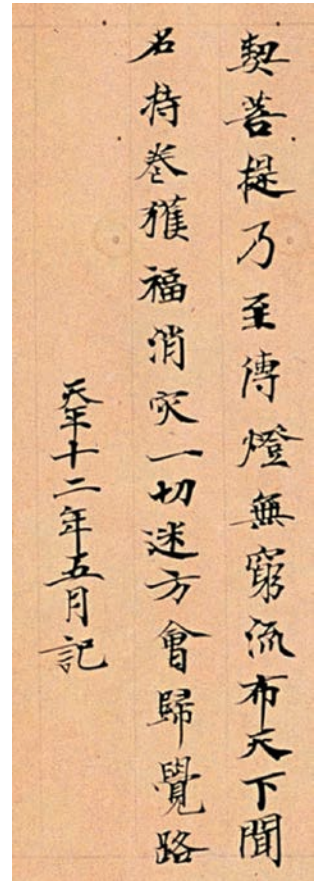


写真9 「大般涅槃經集解 卷第五十七」(聖語藏) 日付が「天平十二年一月日記」。

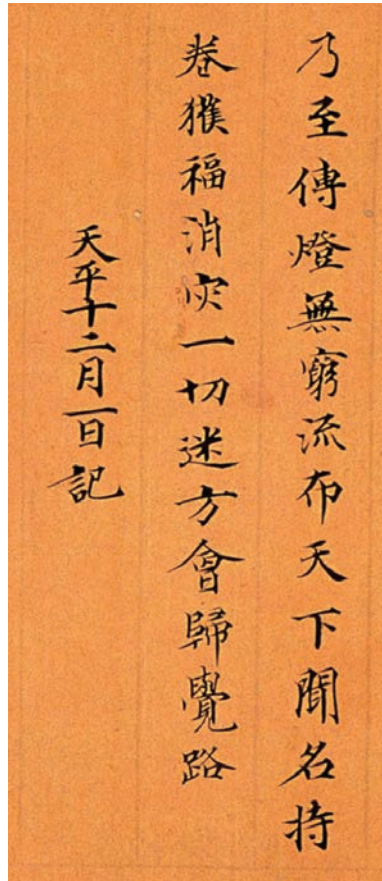


写真10 「衆事分阿毘曇 卷第四」(聖語藏) 日付が「天平十二年五月二日記」。



おわりに

五月一日経は、その願文の日付から名づけられているが、実際には願文がない経巻が存在する。さらに日付がない、あるいは日付が間違っている五月一日経もある。大勢の経師によって二〇年以上かけて書写されたため、五月一日経は一つ一つの経巻が個性的である。

五月一日経は約一〇〇〇巻が現存し、そのうち聖語藏に伝来した約七五〇巻は丸善雄松堂の聖語藏経巻DVDで鮮明な画像をみることが出来る。また五月一日経を書写した光明皇后の写経所は、東大寺写経所へと発展し、この写経事業に関する膨大な帳簿が正倉院文書として残されている。

近年の正倉院文書研究の進展により、書写した時期や関わった経師・装潢・校生を特定できる経巻も増えている。五月一日経をはじめとする奈良時代古写経の研究の進展を期待したい。

本稿は既知の情報にもとづいて執筆したが、より詳細な資料情報を収集すべく二〇二一年度に東京大学史料編纂所一般共同研究「静嘉堂所蔵古写経群の研究資源化」(代表者・浦木賢治)が実施された。その成果は来年度中に公表予定である。

註

- (1) 『静嘉堂文庫の古典籍 第四回 王朝文化へのあこがれ』初公開・鎌倉から江戸時代までの写本』(静嘉堂文庫、二〇〇〇年)。
- (2) 上代文献を読む会編『上代写経識語注釈』(桑原祐子氏執筆部分、勉誠出版、二〇一六年)。
- (3) ブライアン・ロウ「仏教信仰面からみた五月一日経願文の再考」(前掲註(2)『上代写経識語注釈』所収)。以下、ロウ氏の見解は当論文による。
- (4) 山下有美「勅旨写一切経所について―皇后宮職系統写経機構の性格」第二節(同著『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、一九九九年、初出一九九六年)。
- (5) 以下、『大日本古文书』は「巻ノ頁」で示す。
- (6) 皆川完一「光明皇后願経五月一日経の書写について」(同著『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九六二年)。山下有美氏、前掲

註(4) 論文。

- (7) 『続日本紀』 天平六年十一月丁丑(二十日) 条、同十八年六月己亥(十八日) 条。
- (8) 山下有美氏、前掲註(4) 論文。
- (9) 以下、聖語藏経卷の画像は、丸善雄松堂の聖語藏経卷DVDによる。
- (10) 皆川完一氏、前掲註(6) 論文。
- (11) 皆川完一氏、前掲註(6) 論文。以下、皆川氏の見解は当論文による。
- (12) 以下、正倉院文書の画像は、宮内庁正倉院事務所ホームページより転載する。
- (13) 山下有美「五月一日経における別生・偽疑・録外経の書写について」(『市大日本史』三、二〇〇〇年)、同氏、前掲註(4) 論文。
- (14) 『続日本紀』 天平五年正月庚戌(十一日) 条。

(本所学術専門職員)

速報

「言継卿記」の重要文化財指定について

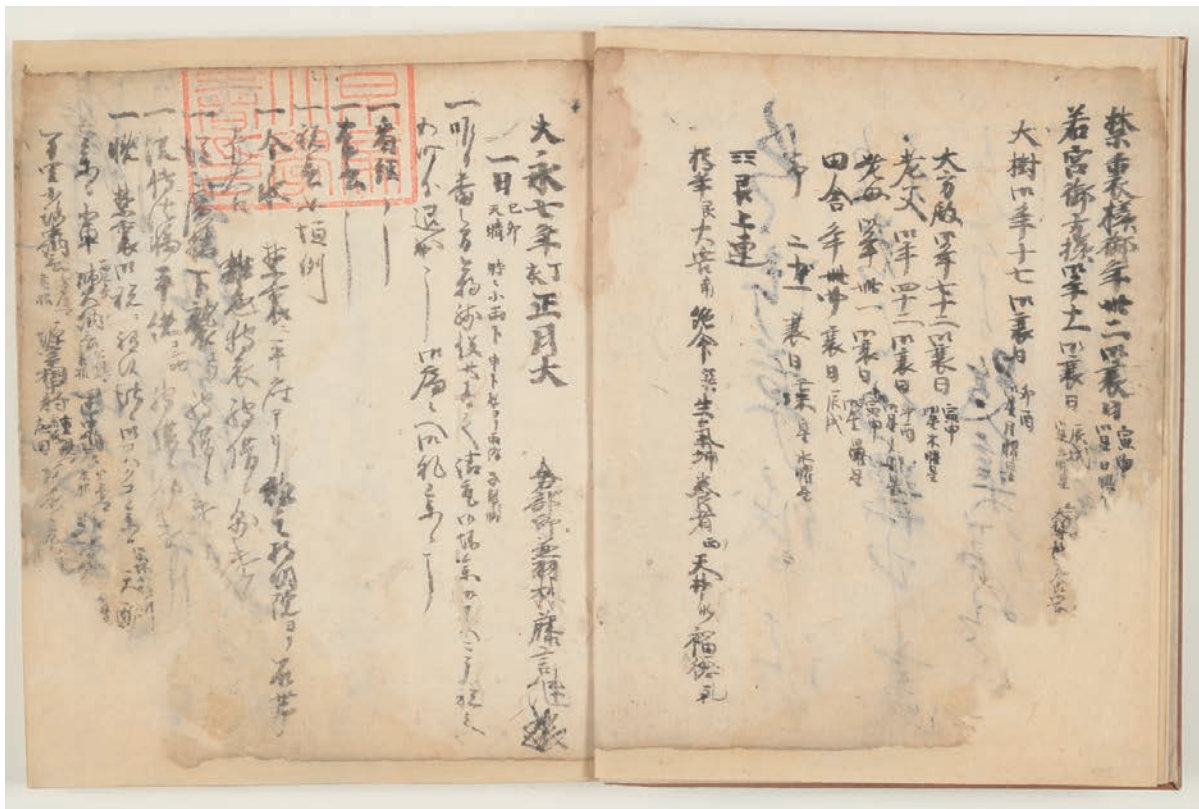
二〇二二年一月一日、国の文化審議会は本所所蔵「言継卿記」三五冊を重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申をおこないました。

同記は戦国時代の貴族山科言継(二五〇七〜七九)の日記で、大永七年(二五二七)から天正四年(一五七六)のうちの四〇年分が自筆原本三五冊によって伝わります。本所にはこのうち三四冊(大永七年記が分冊され、現在は三五冊)を所蔵し、残る天正四年記一冊(江戸時代に菊亭家に入り、現在は京都大学附属図書館が所蔵)を享保八年(一七二三)に書写した一冊が付属しています。

この日記によって、戦国時代の朝廷や室町幕府の状況、上洛した織田信長の動静、さらには社会・経済・文化の諸相を知ることができます。また、言継が駿河に下向していた時期に書かれたものを除き、ほぼ全紙に紙背文書が存在し、多様な人びとの手になる文書が二八〇〇通以上残っています。

なお、表裏両面にわたる原本の画像は、本所の所蔵史料目録データベースから閲覧が可能です。

(末柄 豊)



「言継卿記」第1冊 [S 貴 42-1-1] 大永7年記(巻首)
現存する日記の最初の部分。記主の山科言継はこの時21歳。